

委員から事前に聴取した意見に対する事業者の回答

	意見	回答
1	一廃と産廃の混合比率、ならびに季節や時系列的な変動幅（見込み）について明示されたい。また安定供給の可否とごみピット（バンカー）の容量（例えば、何日分相当かなど）についても明示されたい。	現時点で一廃と産廃の比率を明言できませんが、弊社伊奈平工場では、一廃と産廃の比率はおおむね3対7となっています（一廃は家庭からのごみではなく事業系一廃です）。また、季節や時系列的な変動は無いと考えています。 ごみピット容量は、一廃用：461m ³ 、産廃用：969m ³ となり、一廃は0.7日分（見掛比重0.125）、産廃は4.6日分（処理量と品目ごとの見掛比重による計算結果）となります。
2	一廃の出所（自治体等）と物理組成に関する情報を明示されたい。	一廃は事業系一廃となります。出所は主に東京都武蔵村山市、東大和市、小平市を中心とした多摩地域です。 物理組成は、事業系一廃としてのデータがないので、多摩環境事務所と協議し「一般廃棄物組成算出根拠表」としてまとめた資料をもとにしております。同表は「申請書 Ⅲ添付図面等 1能力計算書 一廃の13枚目」に添付しています。
3	産廃のうち、廃プラ、廃木材、廃油分の割合が比較的多いと推測されるが、その熱量（変動幅を含める）と今回のような大型規模での処理実績について照会したい。	混合物である産業廃棄物の熱量は16,744kJ/kgを想定しています。同等以上の能力の実績としては10施設以上となり、最大のものは10.4t/hの実績があります。
4	現在の産廃処理施設で96ton/日規模のものでは通常、廃熱発電設備が設置されており（例えば、市原市、佐世保市など）、地域のエネルギー（電気と熱）供給拠点として機能している。しかるに、本計画においては発電施設としての機能が考えられていないようであるが、その理由を照会したい。 少なくとも、施設内の電力のみでも供給可能とし、自立型の施設を考えるべきと思うが、如何か？	計画当初は廃熱発電を検討いたしましたが、利用できる敷地面積の制約やBT主任技術者の確保などがあり、断念しました。その代わりとして、焼却棟の屋上に太陽光パネルを設置し再生可能エネルギーも併用した施設にします。なお、本施設では、温水と温風を取り出すことが可能な施設としており、将来はこのエネルギーを利用した事業を考えています。
5	施設設置許可申請の必要最小限の条件に関する記述はなされているようであるが、現在もなお「迷惑施設」とみられている当該施設のイメージを払しょくするための取組み、あるいはメッセージを発信する必要があるように思われる。例えば、上記4のような発電施設によるエネルギー創出拠点としての機能や、将来にわたって重要なSDGs対応の取組みなどを明示することが重要と考える。このような観点に立った対応は如何か？	本事業で計画する焼却施設では温水と温風を取り出すことが可能です。本施設で創出する前述したエネルギーの利活用で、周辺住民や事業者と地場産業の活性化・新規事業の立上げ等を協業することで、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。また、世間一般で持たれているイメージを改善するためにも、自然環境に負荷をかけない最新設備の導入や、周辺住民・観光客への積極的な施設公開を実施いたします。将来的には官民連携事業としてエコツアー等を提案し、地域活性化の推進に寄与いたします。
6	燃焼計算に使用されている廃棄物組成は、どのような文献からの引用か。または、申請者による分析値か。廃プラスチックなどの組成は、搬入される種類を想定されているのか。（一般廃棄物については、申請書類に引用元の記載あり。）	組成の根拠は「廃棄物元素組成表（標準）」の出典欄に記載しています。 同表は「申請書 Ⅲ添付図面等 1能力計算書 産廃の54枚目」に添付しています。
7	本ストーカ式焼却炉での炉内熱負荷は、このメーカーの一般的な値か（教科書的にも平均的な数値と判断している）。多目的燃焼室の有無に関係ないと考えてよいか。	炉内負荷は、採用するメーカの一般的な値です。多目的処理室の有無には関係ありません。
8	ごみ質により、バグフィルターでの消石灰使用量が異なることになっている。実際の運用では、どのように管理するのか。	煙突に設置した塩化水素濃度計の値により、消石灰の噴霧量を自動で調整する装置を設置し、自主規制値を超えない管理を行います。
9	誘引送風機・押込送風機・熱交ファンは、それなりの音がする（生活環境影響評価でも騒音レベル高め）ため、基準とは別に、周辺住民への配慮のため、計画では防音壁対応となっているが、各装置での騒音・振動対策をすることが望ましい（夜間焼却もあるため）。	各送風機は騒音対策として消音器を設置、振動対策として強固な基礎に固定を行います。 さらに、各送風機は屋内設置若しくは設置場所周囲に囲いを設けることにより騒音の低減を図る計画としています。
10	申請書類III-4 自主規制＝公害防止基準（HCl以外）について、運転管理は、規制値を十分下回るよう丁寧を実施してほしい。	運転管理には十分配慮し、常に状態が安定するよう制御していきます。
11	周辺エリアにおける地下水の利用状況および地下水位の変化・モニタリングの状況に関する情報があれば準備願う。	東京都の意見回答にはなと思いますが、檜原村の地下水の利用状況について最新の地下水揚水量の情報は、「令和2年 都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）令和4年3月 東京都環境局」にありました。 地下水位の変化・モニタリングの状況に関する情報については檜原村で提供されているデータはありませんでした。